

## 福島県公式防災 X 運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福島県が X 社の情報配信サービス X に福島県公式防災サイト(以下「公式防災サイト」という。)を設け、県の防災情報及び災害に関する情報等を発信する際に、円滑な情報発信に必要な事項を定めるものとする。

### (運営責任)

第2条 公式防災サイトへの情報掲載(以下「ポスト」という。)は、原則災害対策課が行うものとする。

- 2 防災・災害等の関係課等が早急かつ広く周知すべき情報の掲載を行う必要がある場合は、災害対策課と協議すること。
- 3 前項の規定による協議で情報の掲載が認められた関係課等には、災害対策課より、第3条第2項に規定するパスワードを通知するものとする。

### (公式防災サイトのアカウント等)

第3条 公式防災サイトのアカウントは「福島県防災(@Fukushima\_Bosai)」とし、アドレスは「[https://twitter.com/Fukushima\\_Bosai](https://twitter.com/Fukushima_Bosai)」とする。

- 2 同アカウントのパスワードについては、災害対策課、又は災害対策課との協議により情報の掲載を認められた関係課等が、外部に漏れることのないよう適切に管理する。また、パスワードは適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこととする。

### (ポスト内容)

第4条 公式防災サイトへのポスト内容は、次に掲げる情報のうち、災害対策課長、又は災害対策課との協議により情報の掲載を認められた関係課長等が認めたものとする。

- (1) 災害の状況に関する情報
- (2) 応急対策に関する情報
- (3) 二次災害の予防に関する情報
- (4) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (5) 交通規制等の状況に関する情報
- (6) 防災対策、災害復旧対策、生活再建施策等についての情報
- (7) ボランティアの受入等に関する情報
- (8) 自助、共助の推進に関する情報
- (9) その他必要と認められる情報

### (ポスト方法等)

第5条 ポスト文章は、別表の例を参考に作成するものとし、災害対策課長、又は災害対策課との協議により情報の掲載を認められた関係課長等の確認を受けるものとする。

- 2 ポストは、前項に規定する確認後、災害対策課員又はあらかじめ指定された職員(警戒配備時の当番班員含む)が速やかに行うものとする(緊急を要する場合は、情報確認後 10 分以内を目処に行う。)
- 3 警報等が解除された場合、その情報も忘れずにポストするものとする。

- 4 ポストに係る文字数は最大 120 字程度とする( URL は自動的に短縮されるので、投稿画面において文字数を確認すること。 )。
- 5 誤った情報をポストした場合は、速やかに削除するとともに、訂正のポストを行うものとする。
- 6 ポスト内容にホームページへのリンクを張る場合のリンク先アドレスについては、県機関の他、次に掲げる機関等が設置するホームページとする。また、リンクを設定する際は、必要に応じてリンク先の承諾を得ること。
  - (1) 国
  - (2) 県内の市町村
  - (3) 学校法人が設置する県内の教育機関
  - (4) 県内の高等教育機関
  - (5) 他の都道府県
  - (6) その他リンクの設定が妥当と判断された団体等

(他ユーザーへの応答等)

- 第6条 リプライ(送られたポストへの返信)及びダイレクトメッセージ(ユーザー同士直接のメッセージのやりとり)は、原則として行わないものとする。
- 2 フォロー(お気に入りの登録)及びリポスト(他ユーザーのポストの引用)は、防災・災害対策に有用と災害対策課長が認めたものに限定し行うものとする。(例:内閣府防災、気象庁、消防庁、その他公的機関等のアカウント)

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、公式防災サイトの運営に関して必要な事項は災害対策課長が別途定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月8日から施行する。